

各種の制度

有料道路通行料金 割引制度

一、対象身体障害者の範囲

下肢又は体幹の機能に障害を有し、身体障害者手帳の交付を受けているもの

二、適用自動車の範囲

障害者が自ら運転する乗用車(

軽四、ライトバンを含む。)で、

本人又はこれと生計をひとつに

する者が所有するもの

(一) 対象有料道路

道路 (日本道路公団の管理する全

る都県(長野県、静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県)に

ある有料道路

四、割引率

五〇%、(端数が生じる場合は切り上げる。)

五、実施時期

昭和五十四年六月一日より

(一) 受付場所

都留市福祉事務所

(二) 持参するもの

身体障害者手帳、運転免許証、車検証

(三) 代理人による申請は代理人であることを証する書面を添える。

七、その他

健康まつり開催

お問い合わせは市福祉事務所

電話

(内線二七四番)

子どもの心配ごと相談

相談は午前九時から午後四時(土曜日は十一時)まで受付けておりますが、なるべく電話で予約してからおいでください。相談を受けたときは母子健康手帳をお持ちください。又電話による相談も受けます。

相談の申込みは

相談は、里親の申込みなどです。

専門施設での治療訓練、他の専門機関への紹介、あつせんなどを行ないます。

い、問題の解決をはかります。子どもの問題は、早期発見、早期治療が大切です。養育上の悩みことは、迷わずになるべく早くご相談ください。相談はすべて無料で秘密を守りますので、どなたでも安心して相談できます。次代をになう大切な子どもを育てるためには児童相談所を気軽にご利用ください。

「私たちの幸せは、まず健康から」のスローガンのもとに、第一回健康まつりをつぎのとおり開催いたします。

日時 六月二十七日(水)

(一) 有料道路の事業主体ごとに割引証を交付するため隣接県の有料道路を通行する場合はその道路名を申し出してください。

(二) 詳しくは福祉事務所保護係までお尋ねください。

電話 三一一一一一
(内線二七二)

老人医療費受給者証の更新について

七十歳以上のおとよりの方は老人医療費受給者証が交付されています。この受給者証の有効期間は本年六月三十日までとなっています。七月一日より使用する新しい受給者証の交付につきましては、七月一日までご家庭に郵送にてお届けいたします。ただし、扶養義務者が都留市以外在住の場合は手続が必要です。七月一日以降、古い老人医療費受給者証は使用できませんのでお知らせいたします。

お問い合わせは市福祉事務所

電話

(内線二七四番)

午前九時～午後四時

場所 文化会館 四階大ホール

○体験発表・標語・主張作文の入選作品発表および表彰

○国民健康保険優良被保険家庭の表彰

火葬場使用料改正

四月一日から、都留市火葬場の使用料がつぎのように改正になりました。

改正前

演題	高血圧について(成人病)		講師	大阪府立成人病センター 集団検診第一部長 小町喜男先生
	映画のつどい、「無疾状の病」	講演会		
○映画のつどい、「無疾状の病」	○映画のつどい、「無疾状の病」	○映画のつどい、「無疾状の病」	○映画のつどい、「無疾状の病」	○映画のつどい、「無疾状の病」
○講演会	○講演会	○講演会	○講演会	○講演会
○映画のつどい、「無疾状の病」	○映画のつどい、「無疾状の病」	○映画のつどい、「無疾状の病」	○映画のつどい、「無疾状の病」	○映画のつどい、「無疾状の病」

区分	市内居住者		市外居住者	摘要
	十歳以上	十歳未満		
火葬料	十歳以上	十歳未満	十歳以上	摘要
死体	三、〇〇〇円	一、〇〇〇円	三、〇〇〇円	摘要
死胎	五〇〇円	七〇〇円	一、五〇〇円	摘要
火葬料	十歳以上	十歳未満	十歳以上	摘要
死体	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	摘要
死胎	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	摘要
火葬料	十歳以上	十歳未満	十歳以上	摘要
死体	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	摘要
死胎	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	摘要
火葬料	十歳以上	十歳未満	十歳以上	摘要
死体	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	摘要
死胎	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	摘要

区分	市内居住者		市外居住者	摘要
	十歳以上	十歳未満		
火葬料	十歳以上	十歳未満	十歳以上	摘要
死体	三、〇〇〇円	一、〇〇〇円	三、〇〇〇円	摘要
死胎	五〇〇円	七〇〇円	一、五〇〇円	摘要
火葬料	十歳以上	十歳未満	十歳以上	摘要
死体	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	摘要
死胎	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	摘要
火葬料	十歳以上	十歳未満	十歳以上	摘要
死体	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	摘要
死胎	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	摘要

相談は午前九時から午後四時(土曜日は十一時)まで受付けておりますが、なるべく電話で予約してからおいでください。相談を受けたときは母子健康手帳をお持ちください。又電話による相談も受けます。

相談の申込みは、里親の申込みなどです。

専門施設での治療訓練、他の専門機関への紹介、あつせんなどを行ないます。

い、問題の解決をはかります。子どもの問題は、早期発見、早期治療が大切です。養育上の悩みことは、迷わずになるべく早くご相談ください。相談はすべて無料で秘密を守りますので、どなたでも安心して相談できます。次代をになう大切な子どもを育てるためには児童相談所を気軽にご利用ください。

都留児童相談所 都留市田原三丁目三番三号 南都留合同庁舎内 電話 (内線) 一五二〇(直通) (三) 一五一(代表)